

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月3日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田 誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	池田洋一君	商工振興課長	谷口隆幸君
商工振興課主幹兼政策G長	野崎勇一君	商工振興課政策G主任主事	船盛真央君
建設部長	川東千尋君	まちづくり調整監	塩屋勝久君
建設政策課長	茶圓一智君	建設政策課政策G主任主事	上野 都君
建設施設管理課長	長谷川俊己君	建設施設管理課) 主幹兼道路管理G長)	大岩根 充一君
建設施設管理課) 道路管理G長主査)	隈元秀一君	建築指導課長	瀬戸 司君
建築指導課建築指導G長	鶴ヶ野浩二君	建築指導課) 建築指導G主任主事)	松岡 亮君
都市計画課長	池之上 淳君	都市計画課都市整備G長	笛田純一君
下水道課長	柿木安長君	下水道課業務G長	笹峯毅志君
下水道課業務Gサブリーダー	赤塚裕樹君	水道部長	上脇田 寛君
水道部管理課長	浮邊文弘君	管理課水道政策G長	川畑信司君
水道政策G主査	山内 太君	水道課長	寺田浩二君
施設第1G長	中園 馨君	施設第1Gサブリーダー	下村英明君
施設第2G長	下村英明君		

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第4号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第8号 霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第21号 霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

議案第23号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第24号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第25号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第26号 市道路線の認定について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月23日の本会議で本委員会に付託になりました、議案7件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

まず、議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（上脇田寛君）

議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。本市の工業用水道事業は、現在上野原テクノパークに立地する16社20事業所に給水を行っており、契約水量は1日280 m^3 となっております。事業開始から25年余りが経過し、施設の老朽化が進んできたことから、更新計画を作成し工事を行っているところでございます。計画につきましては、今後大幅な需要が見込めないことから、施設規模の見直しにより、給水能力を縮小し、更新費用や動力費等維持管理費の削減が見込まれるものとなっております。工業用水道事業は、給水能力等を変更する場合は、工業用水道事業法第6条第1項に基づき経済産業大臣への届出が必要であり、今回給水能力の変更による届出を行ったことから、条例を改正するものでございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（有村隆志君）

条例の改正ということで、条例を見ますと1日最大給水量を2,400 m^3 から900 m^3 にするということになるわけですが、これで今までの分は賄えるということでしょうか。

○水道政策G長（川畑信司君）

900 tに容量を下げますけれども、現在1日平均で約150 t使われておりますので、十分足りると思います。

○委員（阿多己清君）

経済産業大臣への届出が必要ということになるんですが、届出をされて、そこらの流れといいましょうか、今、条例改正を提案されていますけれども、この後の流れとかそこらのスケジュール的なものをお示しいただければと思います。

○管理課長（浮邊文弘君）

今、工業用水道事業法に基づき、経済産業省への届出を行いました。届出を行いました後、適合するということで通知を頂いております。その後は、条例改正のみで後のスケジュール的なものは、特にございません。

○委員（植山利博君）

もう一回確認をさせてください。先ほど有村委員のほうからの質疑があったんですけれども、現在、1日の給水能力が何トンあって、現在、平均で使われている量が1日に何トンで、今度、少し事業規模が縮小されるわけですので、1日の給水能力が何トンになるのかを確認させてください。

○水道政策G長（川畑信司君）

今回、900 tに下げますけれども、平成27年4月から12月までのデータを見てみますと、月の1日平均で1番少ないに月が4月の105 t、一番多い月が8月になりますけれども213 tということになります。よって、900 tにしますけれども、容量的には十分賄えるものだと考えております。

○委員（植山利博君）

現在、工業用水は持出しがあって、独立採算ということにはなっていないわけですが、このようにされることによって、コストの削減ということが見込まれるのか。であれば、今の状況とどのように変化をされることを想定されているのか、お示しいただきたいと思います。

○水道部長（上脇田寛君）

先ほど説明いたしましたけれども、動力費等の維持管理費、それと今後更新を掛ける際に規模縮小していきますので、例えば、今、ポンプのほうが第1水源地と第2水源地あるんですけれども、第1水源地のほうは規模を縮小しております。これにつきましては、第1水源地の取水ポンプのほうを600m³に替えております。これについて電気代が高くなったり安くなったりしますので、なかなか比較は難しいですけれども、月2万円程度です。年間24万円程度は動力費のほうは軽減されると。今後、平成30年度まで施設の更新が掛かりますけれども、この規模が縮小されることによって、今まで大きな機会とかを付けていたものを、計画をしながら規模縮小していけば、その辺の維持費関係も経費の削減されるのかなと考えております。

○委員（植山利博君）

第1水源地のほうの実例から年間24万円ぐらいのコスト削減ができるのかなという想定ですけど、

もちろん更新をする際に、今の規模と同じような規模で更新をする場合と、縮小して更新する場合の新たな投資も相当違うのかなと思いますけれど、そこら辺の試算はされていますか。

○水道課長（寺田浩二君）

現在の2,400m³の給水能力に合った規模で、今回の施設の改修に係る費用が試算では、約2億2,800万円掛かるということになっておりました。計画給水量をいろいろ900m³に改めることによりまして、整備に係る費用が1億3,400万円程度というような試算になっておりまして、その差額が設備投資に係る部分ではコストが削減できるというような試算となっております。

○委員（有村隆志君）

縮小されるということでございます。私もコストの部分や将来的な部分を聞いたかったのですが、この台地はくみ上げて水を供給しているということなんですけれど、それしか方法はないんですか。牧之原の上のほうから下ろしてくれば、自動で水はくるんですが、そこら辺の検討をされたことはございますか。

○施設第2G長（上小園伸一君）

今、御質問のありました牧之原からの計画ということは、検討したことはございません。

○副委員長（厚地 覺君）

現在のタンクの容量は幾らぐらいあるのか。そして動力やポンプなどを新しく入れ替えるのかどうかをお伺いします。

○水道課長（寺田浩二君）

今回の施設の整備計画についてですけれども、今回、整備更新を計画している施設としましては、主に電気設備と機械設備のみでございます。この設備ができましたのが平成元年くらいということで、現在25年くらい経過しておりまして、その他の配水管でありますとか配水地、タンク、管理用の建物関係、そういったものは、まだまだ十分使用できるということで、先ほども申しましたように、今回は電気設備、機械設備、主に取水ポンプそれから様々な水位計でございますとか流量計こういったものを換えるというような計画になっているところでございます。先ほど質問がありましたように、そのタンクの容量につきましてですけれども、タンクの容量自体が今のタンクを使うので、今回の整備計画の中ではタンクそのものの造り変えとか、そういったものはございません。

○副委員長（厚地 覺君）

計画につきましては、今後大幅な需要が見込めないことから施設規模の見直しとなっておりますけれど、これ以上、上野原テクノパークには工場進出は見込めないという意味合いですか。

○水道部長（上脇田寛君）

ここの上野原テクノパークの立地状況を商工観光部のほうに確認したところ、約9割が立地しているということで、ホームページ上で工業団地の募集をかけているんですけれども、上野原テクノパークの分譲可能面積が2万6,118m²でありまして、工業団地の面積が全体で25万5,137m²なので、約9割が立地されているということで、あと1割ということで、担当課とも協議しましたけれども、

相当の水の需要を見込むような企業の立地というのは、今想定できないということです。それと、先ほどグループ長のほうが話をしましたけれども、1日150tぐらいを使っているということで、あと700tぐらい余裕がありますので、残りの分譲地に企業が立地しても大丈夫だということを確認しております。

○委員長（池田綱雄君）

先ほどの厚地副委員長の質問で、タンクを新設とかそういうのではなくて、現在、今使っている配水池が何トンかという質問だったと思います。それと新しくポンプを買うのかというのは、今後、能力を縮小すれば動力費などの維持管理が削減できると、部長が説明していますよね。であれば、タンクも小さくなった、動力も今回小さくするのか、今までの動力でやるのなら維持管理は全く変わらないですよ。そこら辺を聞かれたと思うんですけど。

○水道課長（寺田浩二君）

先ほどのタンクの容量等についてですが、現在、上野原テクノパークの工業用水道につきましては、第1水源地、第2水源地と水源地が二つございます。そこに、それぞれポンプが設置されておまして、そこから一回中継槽に入ります。その後、上野原の浄水場のほうに水を送るわけですが、まず、今回は第1水源地のポンプ、第二水源地のポンプを交換いたす予定です。第1水源地は平成25年度に交換が済んでいます、既設が45kWのポンプが設置してありましたけれども、現在11kWのポンプに能力を縮小して設置しております。第2水源地ですが、こちらについては、現在11kWのポンプが設置しておりますけれども、これを7.5kWのポンプに縮小するという計画でございます。それから先ほど申しました中継槽ですけれども、ここは容量的には125m³の容量となっておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、改修の予定はないということです。それから、上野原浄水場に一回中継槽から入ってくるわけですが、ここで雑水の受水槽とそれから工水の複合タンクというところに分かれて水が入ってきますが、今回、雑水の約200m³の受水槽がありますけれども、ここには入れずに、これを直接通過して、これまで受水槽からポンプで上げておりました雑水の高架タンク。

○委員長（池田綱雄君）

ちょっと待ってください。配水タンク、最終的に水をためる容量は幾らかというのを聞いているんです。そういう細かいことは聞いていないんですよ。

○水道課長（寺田浩二君）

最終のタンクだけ申し上げます。工業用水道用のタンクと雑水用のタンクがございます。こちらにつきましては、まず工業用水道用の雑水タンクは現在、2槽に別れておまして一つが500m³、もう一つのほうが280m³です。合計780m³の容量となっております。雑水の高架タンクですが、こちらのほうは、先ほど言いましたように、受水槽が200m³あって高架タンクのほうは16m³となっております。

○委員（有村隆志君）

上からは考えていないということだったので、これだけを賄える上にそういった水源池があるか

どうか。

○水道課長（寺田浩二君）

牧之原の簡易水道の水源地が、現在使っているものが3か所ございますが、こちらにつきましては、牧之原の簡易水道の給水区域に給水する能力としては、多少余力があるというふうに思われますけれども、こちらの工業用水道のほうに持ってくるころまでは、容量がどうかという検討をしていないところでございます。それと、現在ある工業用水道の水源地が能力的に特に支障がなくて、既設の設備もまだまだ使えるので、こちらのほうを継続的に使っていったほうが、わざわざ牧之原の配水池から、こちらの工業用水の配水池のほうにパイプを引くとかといった設備投資をするということは、現実的ではないのかなというふう考えております。

○委員（有村隆志君）

この近くには工業用水と近くに農家の方も個人的な家が何軒もあるんですが、それとはまったく別物として使っていらっしゃるということでしょうか。

○水道課長（寺田浩二君）

現在、この工業用水道の水利権を利用しまして、周辺の後川内地区という集落に上水道として配水をしているという状況でございます。何戸に給水しているかというのは、詳しい数字は申し上げませんが、そういう状況でございます。

○委員（有村隆志君）

ほかに造るということでは、それが効率的だと思うんです。そういうふうにされているので、なるべくコストを下げていくということが大事ではないかと思うんです。少しはこれが還元しているということでしょうか。集金したものが工業用水道に入っているのか、別会計に入っているかということです。

○管理課長（浮邊文弘君）

先ほど、水道課長が申しました後川内への給水。後川内につきましては、上水道区域に入れております。工業用水道のほうが、以前は2,500 tの1日最大給水量だったんですが、後川内の上水道のほうに100 tを分けるという形で、2,400 tになっておりました。当然、後川内は上水道ですので、上水道の収益ということになっております。工業用水道のほうには収益としては入ってきておりません。

○委員（有村隆志君）

先ほどの質問に戻りますけれども、今の900^mに替えたときに、そちらのほうには影響はないんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

工業用水道の施設の能力としては900^mあります。後川内の100^mについては変更しておりません。

○委員（中馬幹雄君）

今、工業用水道を後川内に上水道としているということです。以前、私が畜産にいるときに工業

用水を上之原の畜産農家へ配水してくれというお願いしたところ、工業用水は使えないということで、わざわざ水源を調べて、今、配水をしているところなんです、この工業用水が後川内に配水できるようになったのはいつ頃からですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

平成24年度で工業用水道事業の届出を出しております。ですから、後川内につきましては平成24年度から給水を行っている状況です。

○委員（塩井川幸生君）

中継タンクからポンプで配水池に上げると思うんですが、そのポンプは更新しなくていいのか教えてください。

○施設第2G長（上小園伸一君）

中継槽から配水池までの送水は自然流下で行っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第8号について、執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時25分」

「再開 午前10時26分」

○委員長（池田綱雄君）

再開します。

○水道政策G長（川畑信司君）

平成27年度の4月から12月までの統計です。そのうち、4月の1日平均が105 t。5月が127 t。6月が191 t。7月が108 t。8月が213 tと推移しております。

△ 議案第24号、損害賠償の額を定め和解することについて及び

△ 議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第24号、損害賠償の額を定め和解することについて及び、議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについてを、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（上脇田寛君）

議案第24号及び議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについては、同一の事故によるものであるため、一括して御説明申し上げます。平成26年12月28日午前3時ごろ、本市隼人町真孝の国道10号浜之市交差点付近において、鹿児島市方面へ走行中の軽自動車の左後輪が、蓋の外れてい

た地下式消火栓ボックスに落ち、運転手と同乗者が負傷したことにつきまして、その損害賠償の額を決定し、和解するため議会の議決を求めるものでございます。一件の事故であります、負傷者が2名であり、損害賠償額がいずれも100万円を超えたため、それぞれについて損害賠償額を決定するものでございます。決定しようとする損害賠償の額は、基本的には公益社団法人日本水道協会の引受会社である三井住友海上火災保険株式会社が算定した金額であり、議案第24号は、物損及び治療費等に係る損害額346万8,104円で、一部保険対象外の経費15万8,892円が含まれております。なお、この一部保険対象外の経費につきましては、代車として使用したレンタカーの保険対象期間超過分及び整備工場での車両保管費用であり、市が単独で補償することになります。議案第25号は、治療費等に係る損害額126万9,958円でございます。別紙の資料に写真等を付けております。現在、事故があった消火栓につきましては、砂を入れて埋めてございます。ちょうど真向いのほうに別な消火栓があるということで、消防局のほうと協議し、埋めてある状態でございます。車両の状況につきましては、後輪がゆがんだ状態と車両の下部、軸が曲がっている状態。それと左の後輪と右後輪の位置がずれているという状態。消火栓の蓋なんですけれども、蓋についている金具の左のツメの部分が折れている状態でございます。消火栓の蓋の直径は50cmということになっております。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより、議案第24号及び議案第25号について、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

国道10号の浜之市の消火栓の蓋については、私どもの考えでは前輪が落ちそうなのに、後輪が落ちて、お二人の負傷があったということですが、事故があったのは午前3時ですね。ライトを点けて走っているわけですが、径も50cmと。その蓋はもともとの場所にあったのか、飛び出していたのか。そこは確認ができましたか。

○水道部長（上脇田寛君）

事故直後に職員が現場に直行しまして、被害者の方と話をさせていただきました。その中では、蓋は外れた状態だということでございます。それと、この蓋の直径は50cmなんですけれども、被害に遭われた軽自動車の車輪の直径が53.1cmということで、ちょうど似たような大きさということでございます。本会議の中でも後輪が落ちたということに対する質疑があったわけですが、要は、蓋が外れていたのは間違いないと思います。外れていれば下のほうに受け口があるわけですが、左前輪のほうは真ん中を通れば、おそらくはまるような状態だと思うんですが、どちらかを通ったのではなかろうかと。左のほうが一旦ドーンとまって抜けたような状態になっていたということでございます。

○委員（蔵原 勇君）

その50cmの蓋が飛んで行ったのか、その場で外れていたのか、ここはどうだったんですか。

○水道部長（上脇田寛君）

消火栓の蓋というのは、四角の蓋と丸い蓋があります。四角の蓋は、支える棒が金属疲労した場合は下に落ちる可能性はありますけれども、丸い蓋は絶対に落ちないです。そのような構造になっています。なぜかという、これが50cmですけれども、下の受け口のほうはそれよりも小さいので絶対に落ちないと。ですから、外に飛び出すという感じになっています。

○委員（蔵原 勇君）

不幸にして、負傷したお二人の方は、完治されていると思うんですけども、治療期間はどのくらいあったんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

治療費につきましては、運転をされていた方が103万4,240円。同乗者が37万2,490円となっております。期間は12月から9月まで治療を受けております。

○委員（中馬幹雄君）

この蓋は、大体何キロありますか。

○施設第1G長（中園 馨君）

48.9kgです。

○委員（中馬幹雄君）

ということは、この軽自動車を通る前に、すでに蓋が飛んでいたという判断でいいわけですよね。

○水道部長（上脇田寛君）

そのような判断を私どももしております。

○委員（中馬幹雄君）

国道10号は、大型車から軽自動車といろいろ車種があると思うんですが、48.9kgの蓋が飛ぶような車というのは、どういう車がどういう状態のときに飛んでしまう可能性があると考えられますか。

○水道部長（上脇田寛君）

水道部内でも、その点についてはいろいろと協議させていただきましたけれども、軽自動車ぐらいの車では、この消火栓の蓋が外れと飛ぶということはないのではないかと。大型のトラックではないかと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

過失割合が10対0ですけど、夜間ではあったんですが、運転手への過失は全然みられないものですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

ここにつきましては、保険会社のほうが日本水道協会。ここの日本水道協会の保険を担当しているのが三井住友海上火災保険になります。こちらの方が、現場のほうを見られて、100%ということで、保険会社の判断で、私どもも10対0とみております。

○委員（中馬幹雄君）

我々、一般の事故の場合、こちらがいくら悪くないと思っても、前方不注意というのは必ずつくんですよね。その辺で、夜間ではあっても良く見ておけば、マンホールの蓋がないというのは分かったのではないかなというふうに感じました。それと車の被害状況ですけれども、確かに後輪の車軸がずれておりますけれども、これは保険会社が査定したからかもしれないですけど、これで全損になるんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

私どもの判断ではできかねますので、保険会社のほうが全損扱いということでしたので、そのような取扱いとしております。

○委員（木野田誠君）

このマンホールというのは、消防の消火栓のマンホールで、水道部としては、そこに水を供給していたと。供給というか消防がもらっていたという判断でもいいかと思うんですけども、水道のほうの責任ということで、今日も出てきていらっしゃるんですけども、消防の消火栓のマンホールであったということ。もちろん水は水道部の水。それとこの道路は国道であるというようなことで、先ほど中馬委員のほうからもいろいろ質問がありましたが、保険会社はそういうふうに言ったかもしれませんけれども、そこ辺りの管理責任というのは、水道部だけではないですよということを保険会社に言われなかったのか。あるいは、先ほどの質問でありましたように、この車が果たして全損になるのかどうか、その辺は言われなかったのか。例えば、昨日の予算委員会で出ていましたけれども、普通の事故は、自分のミスはないといくら言っても10対0というのはないと思うんですよね。大体9対1というふうに1はかぶらないといけないと思うんですが、この場合、10対0ということで、こちら側に100%過失があるということなんですけれども、そこらの責任の所在については、水道部では保険会社の言いなりで、そのとおりでございますというような形で数字を受け取られたのかどうか、そこをお聞かせください。

○施設第1G長（中園 馨君）

法律的な観点から話をさせていただきますけれども、消防法第20条、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持管理をするとなっておりますけれども、ただし、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し維持し管理をするものとなっております。水道法の消火栓については、水道法第24条の中に、水道事業者は当該水道の公共の消防のための消火栓を設置しなければならないと。消火栓を設置した場合も、水道施設と同様に管理をしなければならないと。ただし書きがございまして、消火栓に係る費用については、全て市町村が負担するというふうになっているところでございます。

○委員（木野田誠君）

今、詳しく話してもらいましたけれども、私がお願いしているのは、皆さんも大変苦勞していらっしゃるわけですので、お伺いしたいのは、その国道10号の管理責任の国にも話はされたのか、それと車の全損についても保険会社と相談したのかしなかったのか、そこを答えてもらえばいいです。

○施設第1G長（中園 馨君）

国道の管理の事務所が加治木のほうにあるんですけれども、事故が発生しましてから1週間程度たってから、その管理状況について聞きました。国道事務所は、日常的に道路パトロールをしていると。前日も通ったんですけれども、問題はなかったと。この消火栓は20年ほど前に設置をされたというふうに推定されますけれども、数年前に舗装の改良工事があって、そのときに舗装の高さに合わせて修正したということも確認をしたんですけれども、そのときの施工ミスであったかどうかについては、なかなか確認ができなかったということで、今後、その消火栓を事故発生時直後に転圧で埋めたんですけれども、その後に陥没があったら国道事務所のほうで管理をしてもらうということで話をさせてもらいました。

○管理課長（浮邊文弘君）

過失割合についてですが、保険会社のほうから被害者のほうに過失はないということで、保険会社のほうで100%であるということでした。それについて、過失割合の協議については、保険会社の言うとおりで、特に、私どもは協議はしておりません。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時46分」

「再開 午前10時48分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○管理課長（浮邊文弘君）

先ほど私のほうで全損ということでお話をしておりますが、これにつきましては車のほうも古いと。修理代のほうが結構高くなるということで、このような扱いになっております。物損につきましては、車両代のほうが30万円の補償ということになっております。

○委員長（池田綱雄君）

執行部に申し上げます。先ほどから質問と答弁がちぐはぐになっておりますので、質問されたことに的確に答えていただきたいと思います。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時49分」

「再開 午前10時50分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（阿多己清君）

以前の本会議で、物損の部分が61万9千幾らかとか言われたような気がするんですけれど、今の答弁の三十何万かの違いはどういうことになりますか。

○管理課長（浮邊文弘君）

物損について61万9,356円とお答えしたと思います。これの内訳といたしましては、賠償額のほう
が、先ほど申しあげました車両代が30万円、レッカー代が4万2,876円、整備工場のほうでその預っ
ていましたので保管料が1万1,880円、代車として使用いたしましたレンタカー代が26万4,600円、
合計61万9,356円となっております。

○委員（蔵原 勇君）

もう一点だけ確認をさせてもらいたいですけれども、起きたことについては、今のお話の中で
大体分かりましたけれど、国道10号の消火栓の蓋の設置状況と安全点検はされたかどうかを聞かせて
ください。

○水道部長（上脇田寛君）

12月28日に起きた事故で、すぐに復旧したわけですが、明けて1月7日に消防局のほうと
協議をしております。その中で消火栓の緊急点検を行ってほしいということで、そこで上がってき
た消防局のほうの消火栓の修繕要望箇所が40か所出てまいりました。それで現在までに修繕の工事
完了が29か所。未実施のところがございますけれども、国分のほうでは、破損が小さいと判断しま
して緊急性がないというのが5か所。道路改良工事と同時施工したほうがいいのではないかと
いうところが2か所。次年度施行ということで、平成28年度であと5か所ほどはしないといけないのか
なというふうに考えております。隼人のほうは、破損度が小さいということで緊急性はないとい
うことで、平成28年度で5か所ほど整備をしようと考えています。

○委員（蔵原 勇君）

もう一点だけ、主要道路との捉え方みたいですけれども、損傷のことも言われましたけど、小浜か
ら上之段とか本市のきわぎわのところまでに、どのくらい消火栓が設置されていてその確認をいつ
頃したかとそこを聞いたかったんですけれども、主要道路の大体40か所と言われると、どこを点検し
たんだろうかと思うんですけれども、そこは把握されていなかったですか。

○水道部長（上脇田寛君）

詳しい説明は中園施設第1G長がしますけれども、消火栓につきましては、霧島市内で1,881あり
ます。

○施設第1G長（中園 馨君）

国道10号で車道部に設置されている消火栓が16基、国道223号に14基、その他、県道国分霧島線な
どの国県道を全て合わせますと100基を超える消火栓が車道部に設置されている現状であります。

○委員（木野田誠君）

点検されて29か所のほかに不具合の箇所があるということでしたけれども、部長がそこに持って
いらっしゃるこの件については、折れたということが一番の原因だと思うんですけれども、点検さ
れて不具合の内容で多いのはどういうことでしたか。

○施設第1G長（中園 馨君）

消防局に消火栓の点検方法としましては、舗装とマンホールの蓋に段差がないかどうか。表面の

てすぐというような感じになっているかと思えます。

○委員（植山利博君）

まず、金額についてどういう検証をされたのか。物損及び治療費等に係る損害346万8,104円とこうなっていますけれども、治療費はどのような形で検証されたのか。例えば病院の領収書とか通院掛かる交通費とか慰謝料等も含まれているのかなと思うんですけれども、この金額が適正なものかどうかという判断は、どのような形で検証されたかお伺いします。

○管理課長（浮邊文弘君）

治療費につきましては、病院から直接、請求書を水道部のほうに頂きまして医療機関のほう直接支払いをしております。それから、そのほかに慰謝料、病院までの交通費、主婦休業損害というものがあります。

○委員長（池田綱雄君）

詳細があれば、あとで配付してください。

○委員（植山利博君）

私が何を言いたいかというと、病院からの請求書とか慰謝料の明細がいろいろあると思うんですけれども、それが妥当なものかどうかということ自体も、やはり検証する必要があるのかなと。今後更に大きな損害賠償が伴うこともあるわけですから、そういうことも今後は必要なのかなという感じを受けたので、確認をさせていただきました。それと今後の対策についてですけれども、消防局が主要道路の部分については、定期的に消火栓の金属疲労とか、そういうことは今までは検証をしていなかったということでしたけれども、水利の確認とかいつでも水が使えるかという確認はされていたんでしょうけれども、消火栓自体の安全性についての確認がなかったというふうに取り取りましたので、私も消防団におりましたので、それぞれの地域の消防団は消防活動のために消火栓の点検を年に何回かするわけですね。場所も分かっていないといけない。新入団員も分かっていないといけない。そのときの点検も水がすぐ使えるかという確認はするわけですが、その強度とか腐食度合いとかは余り点検をしませんので、今後は消防団が定期的に消火栓の点検をされるときに、点検の項目の中に水道部と協議をされて、こういうことも一つか二つ、三つに入ればできることですので、そういうことも付け加えられて消防団員の消火栓の点検に当たっていただけるような配慮する必要があるかと思うんですけれども、今後検討していただけないでしょうか。

○水道部長（上脇田寛君）

川畑グループ長も消防団員なので、その消防団の点検について聞いてみました。半年に1回程度、消火栓を実際に水が出るかどうかの確認をしているとのことでした。今、議員がおっしゃるようなことにつきましては、消防局のほうと協議をさせていただいて、前向きに考えたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を代わります。

○委員（池田 綱雄君）

今回の事故ということで死亡事故がなくて良かったなど、私は正直そう思っております。ああいう穴の中に極端な入り方をすれば死亡事故にまで発展するんじゃないかなと。そういう意味では良かったのかなというふうに思うんですが、ただ、蓋のネジの一方のツメのほう折れていると。雨ざらしになっていたので、錆びたと言えはそれまでですけど、私は、もう何年も前に折れた感じだと思うんですが、ただ、先ほどから言うように消防は一年に何回か点検します。水道部は中まで見ることはないと思いますので、常に消防と連携を取って、危険なところは言ってくれということで、やはり事前にしてもらわないといけないと思います。それから、説明の中で夜中に現場に行ったということでした。だれが行ったか知りませんが、そのときの穴が開いた状況、受け皿はどうなっていたのかというその辺の写真まで付いていれば良かったんですけど、付いていないものだから言ったんですが、事故が起こった穴、どういった状態で穴が開いていたのかという写真を付けてもらいたかったなと思います。私は質問というより消防ともっと連携を取らないと、この問題は水道部が設置をさせているけれど、中身まで点検というのは、ほとんどしないと思います。だから消防にも責任も持たせると言えはおかしいけれど、ちゃんと報告するように、そこを今後十分やっていただきたいと。これは要望です。委員長を代わります。

○委員（有村隆志君）

この蓋の件なんですけれども、この蓋は先ほど重さが約49kgとおっしゃったんですけど、これ以外に違うタイプは無いんですか。新しい違うもの替えることによって、こういうことは起こらないよというものは無いんですか。

○施設第1G長（中園 馨君）

消火栓蓋については、三、四社のメーカーあるんですけども、25トン過重ということで統一されております。最近では蓋が中に落ちないように円形で統一されておまして、年々改良はされていると聞いております。

○委員（有村隆志君）

改良されているということで、新しいものでどういう形のものがあるか御紹介ください。

○施設第1Gサブリーダー（下村英明君）

今の消火栓の工法としまして、日本水道協会、下水道協会が認証しておりますハイジャスター工法というのがございます。ピンでまず土台を留めまして、その間をハイジャスターという速乾性のモルタルで埋めて強度を保つという工法がありまして、今全てそれでやっております。製品自体も受け口のところがたつきがなくなるような製品になっておりますし、材質のほうも鋳鉄製になっていたりして強度も上がっておりますし、工法的なものも年々変わってきております。それを採用しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

採用しているということは、今後変えるものについてはそれを使いますよと。だけど、それを今ある千何基を変えるということではないんですよと。その辺の計画はないんですか。

○施設第1Gサブリーダー（下村英明君）

先ほど何か所か数基か工事をしたということをお知らせしましたが、それも全てその工法で行っておりますので、新規も含めて改修につきましてもハイジャスター工法でやっていくということになるかと思っております。壊れていなければ、そのまま運用させていただいてがたつきが出てきたときに、随時改修というようなことをしていこうかなと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第24号及び議案第25号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午後11時14分」

△ 議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについて、概要を御説明申し上げます。霧島市国分野口西地内において、本市職員が公用車により事故を起こしたため、その損害を賠償し和解しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますのでよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○下水道課長（柿木安長君）

議案第23号、損害賠償の額を定め和解することの詳細について、御説明申し上げます。平成27年10月23日、霧島市国分野口西において、本市職員が運転する公用車が普通乗用車に衝突し損傷を与えたため、その損害賠償の額を決定し和解するため議会の議決を求めるものでございます。決定しようとする損害賠償の額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が過失割合に応じて算定した金額で、過失割合が10対0であるため、物損に係る損害額全額の148万8,000円でございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（有村隆志君）

10対0ということで過失の部分のことをちょっとお話しさせていただきます。本来、お互いに動

いているということですので、この状況だと、通常過失が発生するのではないかと思います、10対0になったそこらの状況はどうだったんですか。

○業務G長（笹峯毅志君）

今回の事故につきましては、道路外から道路に進入した際に右折しようとして左側より進行してきた相手方と衝突したものでございます。過失の相殺率判定基準でいけば、基本割合は80%対20%というふうになるようでございます。しかしながら、加えまして道路内への急な進入や確認不足、また衝突反動で左側タイヤも縁石に衝突していることから、回避が困難であるということ等を総合的に判断され、市側の過失を100%と判断されたものでございます。

○委員（有村隆志君）

2割の修正というのは、かなりの重過失というふうに捉えられる事案なので、本当にそうなのかというふうに。それが事故なので、だから前から言っていることですが、とにかくうちが事故をしたら、いつも10対0という事案が多すぎるのではないかと。先ほども、事故の議案があつて厳密にという話もあつたんですけれど、ドライブレコーダーを前から提案していることですが、職員が事故をした度に、重過失をとられるのは問題なんですよ。部長、そこを分かっていますか。

○建設部長（川東千尋君）

今、委員がおっしゃるとおり、実際のそのときの状況というのは、見ていると当事者なりがよくわかっているものでございまして、その事後に査定をするものが見て判断した結果が、今、担当がもうしたような結果であるということでも。今後、市の中におきましても、委員が前々から御提言されておられ内容についても、必要なものではないかなというふうには認識いたしております。大変申し訳ございません。

○委員（蔵原 勇君）

確認ですけれども、車両物損事故と思われているんですけれども、双方とも人身には問題はなかったのでしょうか。

○下水道課長（柿木安長君）

双方の車両が傷んだだけで、人身には影響はございませんでした。不幸中の幸いだったと思います。

○委員（中馬幹雄君）

この図面を見ると、我々、運転しております。皆さんも一緒かと思いますが、ただ単に確認不足なので、済ましたらまずいんじゃないかなと。と言うのは、向こう車線を走ってくるのに、右折する際に衝突したわけですね。これが、手前のほうを来るのだったら、瞬間的にパツというのがあるかもしれないけれども、相手方はスピードが出ていたのか、その辺はどうなんですか。

○業務G長（笹峯毅志君）

この図面には、写っていない部分もございまして、かまぼこ屋のところは交差点になって

おりまして、そこで右折待ちをしている車が何台か止まっているという状況でございました。その信号が青になったときに、その車が抜けたところを本市の職員が出たということで、左側から走ってきた乗用車が、本市の車にはちょっと気付きにくかったのかなというところでございます。

○委員（阿多己清君）

損害賠償額148万8,000円ということになるんですが、これらの内訳が分かりますか。

○業務G長（笹峯毅志君）

損害額の148万8,000円の内訳につきましては、主に三つございます。一つは、衝突した際の衝撃が大きくて、相手に与えた損害が大きかったために、相手の車が走行不能になったというところで、レンタカー費用も入ってきているところでございます。そのレンタカー費用につきましては、総額が25万円でございます。それと、車両についているホイールが高級なものでございまして、それに係る修理代が約70万でございました。残りが車体に関わる修理代ということになっております。

○委員（中馬幹雄君）

この車種は何だったんですか。

○業務G長（笹峯毅志君）

レクサスという車でございます。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

最近、職員の事故による議案が、議会があるごとに出てくるわけですよ。この10対0という事故も結構あります。こういう職員に対して、何かされているのかなというふうに思うんですが、どうですか。過去の例で、例えば10対0の事故を起こしたときには、このような処分をすとか何かあるんですか。

○下水道課長（柿木安長君）

今回は、まだ処分がございません。ただ、事故を起こした職員が横着な運転をすとか、かねてからそういう運転をする人間ではなかったものですから、事故報告を受けてから、本人には厳しくは言ったんですが、職員もいろいろおりますけれど、事故を起こした職員については真面目な人間だったものですから、確認不足というか、そこを重点的に言ったんですけれど、ほかの職員にも十分あり得ることですので、これからも、交通ルールやマナーについて、職員に一層の注意とか研修とかいろいろなことを勉強させていきたいと思っております。

○建設部長（川東千尋君）

補足で御説明いたします。まず、このたびの件につきましては、市議会の皆様を始め、市民の皆様にも大変御迷惑をお掛けいたしました。心からおわびを申し上げる次第です。公用車の運転につきましては、今、課長が申しましたように、かねてから職員全員で注意喚起を促しているところでございますが、今後、更に意識を高めて安全な運転に努めるよう指導を徹底したいと思っております。そ

れで先ほどの御質問の件につきまして、先ほど課長が申しましたように、その都度その都度の職員の対応状況というものもございまして、この後、処分委員会といったような形で、内部でそのような会議がもたれると聞いております。そこをもって、正式な処分ということが決定しようかというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

かねてから真面目な職員だったと。全国いろいろな事件事故がありますけれど、「いい人だったけどなー」というのがほとんどですよ。そういう人が事故を起こしたり事件を起こしたりするのですが、私が聞いたのは、市の職員は事故をすると何か処分があるんだろうかと。一般市民が私なんか聞くわけですよ。あまりに重い処分をすれば、公用車に乗る職員がいなくなるという考えもあるわけですよ。だから、部長が言われた、みんなに気を付けてもらおうと、事故をしないようにと努めてもらわないといけない。それともう一つは、相手が市だから、100%市が悪いというふうにはほとんどそうなるようになっていくようですが、処分をするのであれば、そこらもちゃんと事故を起こした職員のためにも、粘ってもらって100%ではなくて、80%とか90%とかにしてもらわないと、その事故を起こした職員はかわいそうだなというふうにも思うわけですね。だから、いろいろなものが絡むんですが、やはり、一般市民から見て、なるほどと思われるようなやり方を、今後してもらいたいなと要望致しておきます。委員長を交代します。

○委員（木野田誠君）

相手に対しての損害額ですけれども、公用車のほうはどういう処理をされたのか教えてください。

○業務G長（笹峯毅志君）

公用車の損害につきましては、既に修理が終わっておりますけれども、修理代が約13万円掛かっております。こちら保険のほうで対応をしたところでございます。

○委員（木野田誠君）

確認ですけれども、事故をした当事者である市の職員は、当然ながらその大まか交通事故ですから、自分の免許証に傷がつくわけですよ。これだけは自分でかぶらないといけないということで理解してよろしいですか。

○下水道課長（柿木安長君）

この事故自体が、物損事故の取扱いですので、本人の免許証には交通違反はついていないと思われれます。

○委員（植山利博君）

先ほどから出ていますけれども、その過失割合の評価の検証というか、全国市有物件災害共済会が過失割合を算定したということなんでしょうけれども、その合理性とか先ほどから出ています民間同士の事故の場合と、市の職員が事故の相手の場合となんか気持ちの上で、少し不利なのかなと。10対0ということは、民間同士の事故では、本当にまれだと。止まっている車に追突するぐらいでないかないというふうにも思うんですけれども、ややもすると、これまでの事故の過失割合が10

対0というのは、市の職員の場合はあるのかなという感じを受けがちなんですけれど、その辺のところの検証の在り方もしくは、それに異議申立て、不服申立てによるような機会が担保されているのかどうか、そこ辺についていかがですか。

○業務G長（笹峯毅志君）

この損害割合でございますが、正直に言いまして、全国市有物件災害共済会の説明の言いなりというか、そういう判断の下に従ったところでございますが、その過失割合に対抗するというか協議する場合は、特に設けておりません。

○委員（植山利博君）

水道部の事故も今回議案でありましたけれども、これも、その損害に対して異議申立てをするような機会はないというようなことであれば、顧問弁護士もいるわけですし、裁判で争ってということではなくて、少なくともそういう場で協議または審査をする場というのが、今後は必要なのかなという気がしますので、これはもう建設部だけでどうこうする問題ではないですけども、総務部を含めて、今後そういうことも必要かなという感じが、今回したところでしたので、部長、ぜひ何らかの機会があるときに、委員会の中でもこういう話が出たと。今後、全庁的に少し議論する必要があるんではなかろうかというようなことで、話をしていただければと思うんですがいかがですか。

○建設部長（川東千尋君）

正に今、御意見を頂きましたけれど、先ほど有村委員がおっしゃったような、いろいろなそういった手法も、もし費用が許すなら、考えながら、今後、内部でいろいろと検討させていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第23号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午前11時35分」

△ 議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正により、既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認

定制度が創設され、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、性能向上計画認定制度及び基準適合認定・認定表示制度が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。別にお配りしている「既存住宅の長期優良住宅認定等に係る霧島市手数料条例の一部改正について」と題した資料をご覧ください。初めに改正理由及び内容についてですが、先ほど部長からの説明にもありましたように、1点目が、長期優良住宅の関係ですが、これまで新築住宅に限り可能であった長期優良住宅建築等計画の認定申請が、既存住宅の増築又は改築を行う場合においても可能となることから、所要の改正をしようとするものでございます。改正内容については、第75項、第76項が対象となります。これまで「新築」する場合の手数料のみでしたが、今回「その他」として増改築の場合の手数料を新設するものです。また、2点目として、昨年7月8日に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、新築又は改修の計画が、誘導基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例を受けることができるようになります。また、建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができるようになることから、所要の改正をしようとするものでございます。改正内容については、第82項、第83項が対象となります。次に2番の施行期日につきまして説明いたします。いずれの認定制度も平成28年4月1日から施行されることから、本条例の施行期日も同日としております。最後に、予算措置についてですが、今回の改正に伴う予算への影響はほとんどないと思われることから、特にございませぬ。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

課長が最後のほうに、予算措置はないとおっしゃいましたけれど、その理由は。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

予算措置としまして、手数料条例ですので歳入の措置ということになるんですけども、今回の認定制度というのが、まず一つが省エネ、これにつきまして容積率の緩和とすることができることとなりますということになるんですけども、私どもが所管している建物の規模といいますのが、戸建ての住宅規模ということになりまして、それに対して、容積率を緩和するというそういうメリットは、余らないというところが想定されます。もう一つ長期優良住宅につきまして、新築の場合は年間結構出ているんですけども、既存住宅の場合が、今、県の見込みでいきますと、県内全域で10件あるだろうかというような見込みを立てておりまして、そうそうはないんだろうなというような読みをしているというのが状況です

○委員（植山利博君）

手数料が、新たに新築以外の増改築に設けられるわけですが、見てみますと、新築よりも高い手数料の設定になっているんですが、この辺の根拠はどういう理由なのかお示しいただきたいと思います。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

手数料の設定につきまして、この事務というのは4月1日から全国で行われる事務ということになります。手数料の設定につきましては、各自治体の条例で定めるということになるんですが、その前提となりますときに、法を作った国のほうから、この認定事務には、これくらいの事務量が発生しますよという手数料を算定する根拠が示されます。それを基に、県及び我々と同じような状況の鹿屋市、薩摩川内市、鹿児島市もございまして、そういったところと協議をしまして設定をしていると。今回、既存住宅について手数料が上がっていますが、国の説明の中では、新築でしたら、その新築だけでいいんですが、既存住宅の例えば長期の認定の場合は、その既存の部分の図面のチェック、それから既存部分の劣化状況のチェック、そういったプラスアルファの審査が発生するというので、そういう審査のほう時間が掛かるというのが示されたので、それに沿ったということになります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第4号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時42分」

「再開 午後1時45分」

△ 議案第26号、市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第26号、市道路線の認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第26号、市道路線の認定について、概要を御説明申し上げます。都市計画道路「新町線」の事業認可に伴い、旧道となる一般県道「日当山敷根線」の一部を市道として認定するものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第26号、市道路線の認定について、御説明申し上げます。都市計画道路新町線は、国分の中

心市街地の渋滞緩和と、大隅地域から空港へアクセス機能の向上を図るため、延長5,880mを鹿児島県と霧島市で整備を進めているところでございます。このうち、県道日当山敷根線の国分姫城の隼人町境から、県道国分霧島線の第一工業大学交差点までの区間1,620mは、鹿児島県が事業主体となり整備を行っているものですが、隼人町境から奈良田団地前の交差点までの区間1,120mは、既に事業を完了し、供用開始されているところでございます。未改良区間として残っている、奈良田団地前の交差点から、県道国分霧島線の第一工業大学交差点までの区間500mにつきましても、いよいよ今年度末から工事着工する運びとなり、新町線の全線整備の目処がついたところでございます。これを受け、県が定める「旧道敷地の市町村道引継事務処理要領」に基づき、新町の交差点から向花五差路を経由し、JR踏切、国分中央高等学校前を通って、県道国分霧島線の交差点までの区間1,177mを引き継ぐため、市道新町～御里線として認定しようとするものでございます。今後、市道として移管を受けるまでの流れといたしましては、市道認定の議決をいただいた後に、県と引継条件の内容として、例えば補修が必要と思われる側溝や路面補修等を協議のうえ決定し、県は新道の工事完了前までに条件整備を完了させることとなっております。その後、新道が完成し、県で行う道路の区域変更及び供用開始の告示により、市へ引き継がれたこととなり、同時に市で供用開始の告示を行うことで、市道としての管理が始まることとなります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

今、課長のほうから説明があったんですけども、長年の懸案でしたけれども、いよいよ始まったかなあと。この市道新町～御里線の1,177mは、概ね県道60号線の第一工業大学の交差点から国分中央高校までの区間になるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路管理G長（大岩根充一君）

今回の市道認定をしようとする1,177mにつきましては、いかりこどもクリニックを過ぎたところの新町の交差点から向花五差路を経由をして踏切を通して中央高校の横を通して、県道の交差点までということでございます。

○委員（植山利博君）

確認をさせてください。説明の中で、路面補修や補修が必要な側溝については、県がきちっと整備をしたうえで、市に引き渡すという説明があったわけですけども、それは道路表面の不具合とか、本当にきちっと整備をしたうえで市が引き継ぐという理解でよろしいですね。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

県のほうが市の要望を受けたところを、することになるんですが、正式に市のほうから県のほうに整備の場所を要望をいたしているところなんですけれど、そのところが、まだ県のほうから返事もらっていませんので、今後、その整備の状況をつめて覚書を交わして、整備後のものを市が受け取るというふうになっております。まだ、その覚書を交わしていないところでございます。

○委員（植山利博君）

市道認定の時期で、今の説明を聞いておきますと、県から市に移るまでにはまだ若干時間があるのかなという気がするんですけども、今の時点で市道認定をしなければならないという根拠というか、時間的なものについて、少し説明いただけますか。

○建設施設管理課主幹兼道路管理G長（大岩根充一君）

認定の時期についてですけども、県が新たに道路をつくる場合に、旧道が発生する場合のその道路の引継ぎについて、県のほうで「旧道敷地の市町村道引継事務処理要領」というものを定めております。その中で、事業認可を県が受けて、市道認定の議決の写しというものを、その引継要領の中で規定がされておまして、そのために今回、県のほうへ市道認定の議決者の写しを提出することによって、次のステップに移っていくということです。市道として管理をしてまいりますのは、議決を頂いた後に区域決定と供用開始の告示をするまでは、県のほうで管理をいたしまして、先ほど課長が御説明申し上げましたように、補修部分の完了を確認した後に、実際、その告示、供用開始をして管理をすることになりますけれども、認定につきましては、今申し上げたとおり、要領の中で事務処理基準として定めているところでございます。

○委員（植山利博君）

つまり、県が第一工大交差点までの事業着手をするのに、市道認定が必要だという理解でいいですね。

○建設施設管理課主幹兼道路管理G長（大岩根充一君）

そのとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第26号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後1時00分」

△ 議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを御提案しております。この件につきましては、法改正に伴いまして、条例の制定が義務付けられたというこ

とでございます。詳細につきましては、商工振興課長が御説明いたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきまして、御説明いたします。資料といたしましては、議案の70ページから71ページをご覧ください。本条例案につきましては、高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、消費者の安全・安心を確保するため、消費者安全法の一部改正を含めた「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が平成26年6月に成立し、消費生活センターを設置する県及び市町村においては、内閣府令で定める基準を参酌したうえで、「消費生活センターの組織及び運営に関する事項」「消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項」等について、条例を制定するよう義務付けられたことを受け、制定しようとするものであります。本条例案の内容といたしましては、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理等について必要な事項を定めるものであります。以上が本条例案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（有村隆志君）

消費生活センターを置くということでございますが、第5条をみますと所長、消費生活相談員を置くということで、今、何人くらいが配置されておりますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

現在、消費生活相談員が特別臨時職という立場で2名で対応しているほか、あと職員1名で計3名で基本的には対応しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

事業の消費生活に係る相談並びに苦情の処理及びあっせんに関するということでございますので、仕事の内容としては、様々な相談が市民の皆様から来るんでしょうけれども、苦情に対して文書的なものの作成とか、そこまでされるのか。この事案についてはこうしなさいという程度なのか、それとも司法書士みたいなちょっと文章を書いてとか、現在はそういうところまでやっておられますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

消費生活相談員の主な業務なんですけれども、消費者トラブルがあった場合と契約購入を迷っているときとか、製品事故、お金のトラブルまたクーリングオフによる契約解除なんですけれども、事案によって、消費生活センターでは処理できない部分につきましては、いろんな法務相談とかございますので、専門の方々をお願いするとかというのもあるんですけれども、基本的には、自分たちのところで解決できる分については解決しまして、できないものにつきましては、いろんなところにあっせんしているというような状況でございます。

○委員（有村隆志君）

そういうふうに行われているということですので、市民の皆様が訪ねてきたときは、事務所というのは、6階の商工振興課のほうで対応するということですか。1階のフロアにはないんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

6階のほうに上がっていただいて御相談していただくということなんですけれども、秘密事項とかいろいろございますので、部屋を確保しなければならないということで、1階にはいろいろ案内板とかは出してございますので、基本的には6階のほうで処理をさせていただいているというような状況でございます。

○委員（有村隆志君）

今回の情報の安全管理に関する事項等ということでございますので、多分、個人情報なのかと思いますので、そこら辺の管理が、今までは明確ではなかったということなのか、それとも今後きちっと、市として運営条例を設けて管理していくと。それは絶対秘密が守られるような形で、これがあることで、守秘義務というのが発生して、そこら辺で、この仕事がしにくいということはないんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

国のほうにおきまして、消費者問題における中核機関である、独立行政法人国民生活センターというところがありまして、そこ霧島市の消費生活センターとネットワークで結んでおりまして、そこに寄せられる苦情とかを集中的に管理するシステムで運用しております。そのシステムが専用回線で接続されておりまして、インターネットには接続していないため、そういう情報漏えいが起きないというのが実情であります。また庁内の情報管理につきましては、これまでも鍵のかかる部屋に相談情報をまとめた書類を管理しまして、保管期間を定めまして、その期間が過ぎたら廃棄するというので、今までもそういう形で情報管理については徹底してきたような状況でございます。

○委員（木野田誠君）

5条に所長、消費生活相談員をということですが、この条例ができた後は、その組織がどういうふうになって、所長はどなたが務められるのか教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

所長は、商工振興課長を充てるということになっているところでございます。

○委員（木野田誠君）

職員の人数は変更はありますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

職員の増減はございません。

○委員（植山利博君）

今の関連なんですけれども、現在は職員が1人、それから特別職が2名という体制だということだったんですが、6条においては消費生活相談員は有資格者と。資格試験に合格したものを充てるよう努めるものとする、努力規定が規定されておりますけれども、現在2名いらっしゃる特別職

は、その資格を持っておられますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

現在、消費生活相談員2名の方につきましては、国の定めた機関で消費生活相談員の資格を取った方が配属になってというような状況でございます。

○委員（中馬幹雄君）

4条にある事業について、今までの相談案件と申しますか、その件数を内容別な一覧表であれば提示していただけますか。

○委員長（池田綱雄君）

ありますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

平成25年度、平成26年度、平成27年度の方でよろしいでしょうか。後ほど提出いたします。

○委員（植山利博君）

この条文にこの条例の目的、主旨から始まっていますよね。第1条、趣旨ということで。先ほど読み上げられた説明の中で、本条例案につきましては、高齢者を中心とうんぬんとありますが、このような条例設置の条例の目的を付けるべきではないか、もしくは前文にそういうことをうたい込むべきではないかという議論はなかったですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

そういう議論はなかったところでございます。

○委員（植山利博君）

法の改正によって、この条例の義務付けがなされて、この条例を作ったということですので、他の市町村においても、こういう形で今ぐらいの時期につくられているんじゃないかと思えますけれども、そのことによって、国から例えば、ひな形なり示されたのではないかと思うんですけれども、それに沿った形だという理解でいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

内閣府の関係なんですけれども、内閣府の関係の基準を作っておりまして、それに基づいて、ある程度はこちらのほうの言い分というか運用についてはあるんですけれども、基本的には、この8条を参酌しまして作成したというようなことでございます。

○委員（植山利博君）

ということは、県内各市も今回作られるんでしょうけど、ほぼ似たような条例案になっているという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

そういうことになるかと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第21号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時10分」

「再開 午時 1時20分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第8号、について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第24号、損害賠償の額を定め和解することについて及び

△ 議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

議案第24号及び議案第25号、について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

議案第24号、第25号は、消火栓の不備によることを起因とする交通事故の賠償額を定め和解することについての議案なわけですけれども、先ほどの審査の中でありましたように、霧島市内には1,800を超える消火栓があるとのことで、また主要幹線道路の車が通行する区域内にも相当数の消火栓があるということでもあります。これまで、消防局が消火栓の点検はされておりますけれども、消火栓の強度に関する点検は、なかなかされていなかったということでもありますので、今後は、消防署、消防団水道部がしっかりと連携を取った中で、消火栓の維持管理に関わる強度を含めた点検を、点検項目の中に入れられるような協議をし、今後、二度とこのような事故が起こらないような維持管理に務めていただきたいという旨を、意見として述べさせていただきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

議案第23号、について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

これも審査の中の質疑の少し申し述べましたけれども、市職員が起こした交通事故に対しての過失割合が、10対0というようなことが何回か出てきております。その過失割合についての評価が適切なものであるのかどうか、そういうこと検証する必要もあろうかという気が致しておりますので、今後、その賠償額を定めるに当たっては、過失割合が最もその根拠となるわけでありますので、過失割合の決定が合理的なものであるかどうかの検証するような場が必要ではないかと。今後、全庁を挙げて、そういうことも議論してほしいというふうな意見を付け加えさせていただきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

議案第4号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第26号、市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

議案第26号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

議案第21号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

消費生活センターの条例が、法改正によって義務付けられて、今回、制定をされるわけですが、いろいろなトラブルに消費者が巻き込まれている状況が、昨今、見受けられます。おれおれ詐欺であるとか、不正広告であるとか、そのような消費者の抱える課題をしっかりと解決するセクションが条例化されたわけですので、市民の方々が、今後、問題があった場合は、速やかに相談できるように広報・啓発をしていただきたいというふうに思います

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案7件の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第4号、霧島市手数料条例の一部改正について、について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第8号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号について、原案のとおり可決すべきもの決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第21号、霧島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について、について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第21号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第23号、損害賠償の額を定め和解することについて、について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第23号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第23号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第24号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第24号、損害賠償の額を定め和解することについて、について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第24号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第25号、損害賠償の額を定め和解することについて、について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第25号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第26号、市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第26号、市道路線の認定について、について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。なお、先日の議会運営委員会の協議結果にありまし

たとおり、今回、付託を受けた議案第23号、第24号、第25号の3件については、3月11日開会の本会議での表決となっておりますので、その日に委員長報告を行い、その他4件の議案については、従来どおり、最終本会議での委員長報告となりますので、御承知おきください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時31分」

「再開 午時 1時36分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

しらさぎ橋の工事が着々と進んでおりますので、しらさぎ橋とその取付道路の県道までの部分とその先の未完成の部分まで含めた現地調査、それから今回新たに市道に認定される部分とそれから第一工業大学のところと線路を跨ぐ道路の今後の建設予定、鎮守尾橋を含めて橋の建設部分と道路の取り付けを確認したいと思います。

○委員（植山利博君）

ジオパークの現地調査というか、44か所あるということですので、全部は無理でしょうけれども、霧島市内の主だったところですね何か所か、我々もしっかり現地調査をする必要があるかと思えますので、1日かけてジオパークの現地調査をしたいと思えますが、いかがでしょうか。閉会中ですので、本定例会が終ったあと、4月と5月の2か月を掛けて適当な日程調整をして、先ほど出ました橋を含めて道路3件とジオパークの現地調査を2日間かけてやれば良いと思えます。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午時 1時43分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査の項目としては、道路関係として、市道認定の議案がありましたその路線と、都市計画道路新町線の第一工業大学のほうの計画について調査をすると。もう一件は、前回申し出ておりました、しらさぎ橋の建設状況の調査とそれに付随する鹿児島高専のほうへの道路調査としらさぎ橋から国分方面にくる認定路線から先の調査をするということです。それと、完成に近いですが、鎮守尾橋の取付状況の調査。それから、向花五差路から清水のほうへ抜ける道路の調査。それとジオパークについて、霧島市内のジオサイトを何か所か調査するというようなことを、今回、調査するということがよろしいでしょうか。そのほかについては、全般的な産業建設常任委員会の所管事項としてということで提出をしようと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

○委員（有村隆志君）

私が申し上げましたけれども、水道事業の外部委託の件で、他市の状況を視察したいと思います。

○委員（植山利博君）

今、行政視察の話が出ましても、今定例会が終わるまでに、行政視察のテーマを各委員が案を出していただいて、最終本会議までに大体の日程と行程を持ち寄りたいと思います。

「休憩 午後 1時47分」

「再開 午後 1時52分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を再開します。行政視察は7月25日の週ということと本定例会の最終本会議の日の全ての日程が終了した後で集まっていたいて、候補地を出し合うということとします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 1時53分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄